

はじめに

平成27年6月、選挙権年齢を従来の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立・公布されました。同法は翌平成28年6月に施行され、同年7月に行われた参議院議員選挙から、18歳以上の者が投票できることとなりました。

これを受けてにわかに注目を集めているのが、学校における「主権者教育」のあり方です。主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める教育」（総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書）とされ、従来の知識習得中心の「政治・経済」や「現代社会」の授業とは一線を画すものとされています。しかし、これまでは個々の教員が自主的に考案した授業や、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会ほかの外部講師による出前授業が一部で行われていたのが実情でした。このため教育現場からは、具体的にどのようにして主権者教育を行えばいいのかかわからないという声が多く聞かれました。

そこで総務省と文部科学省では、平成27年末に主権者教育の拡充を図るための副教材「私たちが拓く日本の未来」とその活用のための指導資料を全国の高校に配布し、主権者教育を行う上での具体的な指針を示しました。現在、各学校でこの副教材を活用・応用した様々な学習活動が行われているところですが、一部の教員の皆さんからは「副教材の活用法がわからない」「政治的中立性の確保に自信がない」「資料の集め方がわからない」といった声が寄せられています。

本書では、そういった教員の皆さんの疑問や悩みに答えるべく、すでに実践的な主権者教育に取り組んでいる現役の高校教員による学習活動の実例を紹介しています。学習内容のアイデアだけでなく、政治的中立性を確保するための留意点、資料選びの際の留意点などを網羅し、読者の皆さんがご自身の学校等で実践しやすいよう配慮しました。また、第2章では初心者にもすぐに取り組める、比較的易しい内容の「簡易版授業」を収録しています。

第3章では主権者教育の先進国とされるドイツを例に、これから日本で目指すべき主権者教育のあり方について早稲田大学の近藤孝弘教授に解説していただきました。

主権者教育実践の一助として、お役立ていただければ幸いです。

平成28年10月

株式会社 国政情報センター

目 次

はじめに	2
------	---

第1章 主権者教育のねらいと学習活動の基本

1 「国家・社会の形成者として求められる力」とは？	8
2 より実践的な学習活動のための学習方法	9
3 実践的な学習活動を行う上での主な留意点	10
4 実践的な学習活動の基本	11
1 デイバート	12
2 模擬選挙①	14
3 模擬選挙②	16
4 模擬請願	18

第2章 実践授業

Lesson 1 主権者教育に新聞を効果的に活用するには？	22
千葉県立流山おおたかの森高等学校 大塚功祐(おおつか こうすけ)先生 〈簡易版授業〉	43
Lesson 2 実際の選挙を題材にした授業で政治的中立性を 確保するには？	46
東京都立高島高等学校 大畑方人(おおはた まさと)先生 〈簡易版授業〉	67
Lesson 3 1コマ50分でもできる模擬投票	72
玉川学園中学部・高等部 碓合宗隆(そあい むねたか)先生 〈簡易版授業〉	85

Lesson4 行政に政策提案をやってみよう！	92
東京都立雪谷高等学校 小貫篤(おぬき あつし)先生 〈簡易版授業〉	125
Lesson5 模擬投票の「事前学習」を充実させるには？	136
神奈川県立湘南台高等学校 黒崎洋介(くろさき ようすけ)先生 〈簡易版授業〉	161
Lesson6 生徒同士の議論・討論を盛り上げるには？	168
千葉県立船橋北高等学校 條冬樹(じょう ふゆき)先生 〈簡易版授業〉	186
Lesson7 「対話劇」を通じて、多様な価値観を理解させよう	190
福島県立ふたば未来学園高等学校 對馬俊晴(つしま としはる)先生 〈簡易版授業〉	219

第3章 指導上の「政治的中立性の確保」について

1 政治的中立性確保のための法的規定と留意点	230
2 ドイツにおける「政治的中立性」	236
ドイツに学ぶ主権者教育のあり方 早稲田大学教育・総合科学学術院 近藤孝弘(こんどう たかひろ)教授	

第1章

主権者教育のねらいと学習活動の基本

第1章 主権者教育のねらいと学習活動の基本

1. 「国家・社会の形成者として求められる力」とは？

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、各学校には、これまで以上に組織的に、公民としての資質を育む指導を行うことが求められるようになりました。

平成27年末に配布された総務省と文部科学省による副教材「私たちが拓く日本の未来」（以下、副教材）では、公民としての資質を「国家・社会の形成者として求められる力」として次の4つを挙げています。

論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力。

現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方がることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力。

現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力。

公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力。

このような力を育むためには、公民科だけでなく他の教科や「総合的な学習の時間」などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めること、そして現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、より実践的な学習活動を取り入れることが求められます。

2. より実践的な学習活動のための学習方法

実践的な教育活動を行うにあたって注目を集めているのが、教員の板書や教科書の内容を追うだけでなく、体験学習や調査学習、グループディスカッションやディベートを取り入れるなど、生徒が主体になって他者と協働する能動的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニング(AL)型の授業です。

副教材ではアクティブ・ラーニング型の授業を含めた実践的な学習方法として次の3つを挙げています。実践的な学習を行う場合はこの3つの趣旨に沿った内容の学習となっているかを確認した上で行うとよいでしょう。

正解が1つに定まらない問いに取り組む学び

実践的な学習活動は、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が1つに定まらない課題を題材として扱う。葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。

学習したことを活用して解決策を考える学び

実践的な学習活動は、高等学校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い考える活動や地域のひととの意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

3. 実践的な学習活動を行う上での主な留意点

- ① 1つの結論を出すよりも、結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させる。
- ② 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立がある事柄を取り上げる際には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示する。
- ③ 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げないようにする。
- ④ 現実の具体的な政治的事象を取り上げる際に新聞等を教材として取り上げる場合には、多様な見解を紹介するために一紙のみではなく、複数の新聞等を使用して比較検討する。

- ⑤ 生徒に与える影響が極めて大きいことから、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導する。
- ⑥ 特定の候補者や政党に対する投票行為を促すまたは妨げることをないようにする。
- ⑦ より充実した学習活動を行うために、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会事務局等の関係機関と、校長以下学校として組織的に連携する。

4. 実践的な学習活動の基本

以上を踏まえた上で、副教材では次のような学習活動を紹介しています。

■主権者教育実践のための基本的な学習活動

話し合い・討論の手法(ディベートなど)

現実社会の諸問題を調べ、自分の意見や考えを出し合い、話し合いを通じて意見を深めていくための学習手法。

模擬選挙①

有権者・立候補者の両方の立場から政治に参加する学習。

模擬選挙②と模擬請願

主に有権者の立場から政治に参加する学習。

模擬議会

政策立案者(議員)の立場から政治に参加する学習。

ここでは、このうち基本的な学習活動の例として「ディベート」「模擬選挙①」「模擬選挙②」「模擬請願」の概要を簡単に紹介します。

参考授業

「新聞を活用した時事問題学習＋現役国会議員との公開討論会」

千葉県立流山おおたかの森高等学校 大塚 功祐先生

目標

- 新聞を読む習慣をつける
- 世の中の流れに関心を持たせる
- 様々な考え方に触れる機会を持つ
- 時事問題を自分なりに理解し、意見をまとめ、発言する力を養う

対象学年・人数

高校3年生（364人）の一部

- スクラップリレーは担任するクラスの生徒のみ
- 模擬投票の事前学習は「政治・経済」選択の生徒のみ

スケジュール

実際の国政選挙公示後、当該選挙の比例代表選挙を題材に、新聞記事や選挙公報を活用して政策比較表を作り、どの政党に投票するかを決定する。実際の選挙期日前に模擬投票を行い、実際の選挙結果確定の翌日に開票する。

所要時間

1コマ50分×3～4程度

（政治経済の時間やロングホームルームの時間を活用）

授業の概要

1 日常的な取り組み

「新聞掲示」「スクラップリレー」(通年)

選挙の前だけ新聞を読ませるのではなく、年間を通じて日常的に生徒が新聞と触れる機会を提供する。

⇒ POINT ① (P30)

① 新聞掲示

- ・教員が新聞2紙を選び、毎朝、それぞれの第1面を、担任するクラスの廊下の壁に貼る。選ぶ新聞2紙は政治的中立性に配慮して論調の異なる新聞を選ぶようにする。
- ・第1面の記事以外に、生徒に考えてもらいたい内容の記事を切り抜いておき、1週間～10日分を模造紙に貼って掲示する。
いずれも登下校の際や休み時間に廊下を通る生徒が新聞記事を目にすることによって、世の中の流れを大まかに把握し、興味を持つように仕向けるのがねらい。



廊下に貼り出した新聞

② スクラップリレー (担任クラスのみで実施)

- ・スクラップノートに、毎日1人が交代で興味のある記事を新聞から切り抜き、貼っていく。
- ・次の担当の生徒がその記事についての感想や意見を書き込んでいく。こうすることによって、自分では興味を覚えなかった記事を読む機会が増える。

●教員の役割

- ・新聞とスクラップノートを用意する。
- ・ノートの内容は定期的にチェックし、気づきや注意点があれば書き込む。
- ・教員もクラスの一員として参加する。

2 模擬投票の事前学習 ① 「党首第一声の記事を読もう」

【所要時間の目安: 1コマ50分(公示後)】

※事前学習②もまとめて1コマで行う場合もあり

●用意するもの

- ・新聞(最低でも4紙を準備し、各班に1部ずつ配布)
 - ① 公示日に党首が街頭で演説した第一声の記事
 - ※うち1紙を党名・党首名を消して空欄に加工しておく
 - ② 公約分析、争点比較などの政策ごとの記事
 - ③ 公示日翌日の朝刊一面

⇒ POINT ② (P34)

●内容

- ① 政党名・党首名・与野党の区別を教える。

- ② 生徒を4～5人のグループに分ける。
- ③ 公示日翌日の朝刊1面を読みながら党首の発言部分にマーカーを引く。
- ④ 4～5紙分マーキングを終えたら、クイズタイム。あらかじめ政党名・党首名を空欄にしておいた新聞を使って、どの党の党首の発言かを当てるクイズを実施。政党名・党首名と発言内容をリンクして覚えているかを確認する。

●教員の役割

新聞記事の用意。党首第一声の記事、政策比較等の記事ともに公示日前後の朝刊からほぼ毎日掲載されているので、あらかじめ切り抜いておく。

3 模擬投票の事前学習② 「ダイヤモンドランキングを作ろう」

【所要時間の目安：1コマ50分(公示後)】

●用意するもの

- ・選挙公報(生徒の人数分)、新聞記事
- ・ふせん(各班9枚)、ふせんを貼る台紙(各班1枚)

●内容

- ① 次の9つの政策・争点をふせんに記入する。
(その時の選挙に応じて、記入する争点を9つ挙げる)
「安全保障・外交」「憲法」「原発・エネルギー」
「教育・子育て」「社会保障」「地方活性化」
「財政・税制」「景気・雇用」「農業・TPP」

簡易版
授業

新聞を読んで討論しよう！

監修：千葉県立船橋北高等学校 條 冬樹先生

難易度 ★★★

目標

- 新聞に親しむ
- 政治的争点を知る
- 1つのテーマについて複数の意見があることを知る
- 自分の意見をわかりやすく表現する
- 「話し合うこと」に慣れる

授業の概要

- (1) グループワーク①
新聞を読んで気になるテーマを1つ選ぶ (10分)
- (2) 個人ワーク
選んだテーマについて各自でまとめる (20分)
- (3) グループワーク②
テーマについて自由に討論する (20分)

所要時間

1コマ50分

用意するもの

- 新聞 (各グループ 人数×4～5部)
※同じ時期の複数紙を用意すること
- P189 のワークシート

〈授業の進め方〉

(1) グループワーク①

新聞を読んで気になるテーマを1つ選ぶ(10分)

全体の人数に応じて5～7人のグループに分かれる。新聞を読んでグループで1つ、興味のあるテーマを選ぶ。そのテーマに関係する記事をできるだけ多く切り抜く。

(2) 個人ワーク

選んだテーマについて各自でまとめる(20分)

(1)で切り抜いた記事をグループ内で回し読みし、どのような意見や考え方、事実が書かれているか、気づいたことを3つ列挙する。最後にそのテーマについて自分が考えたことや感想をワークシートに書く。 ⇒ワークシートP189

(例)

テーマ (例：保育所の待機児童問題について)
気づき① (例：保育所に子どもを預けられず働けない人がいる)
気づき② (例：保育士の給与が低く、保育士が不足している)
気づき③ (例：無認可保育所での事故が頻発している)
(感想) (例 ただやみくもに保育所を増やすのも問題があると思った。なぜなら…)

(3) グループワーク②

テーマについて自由に討論する(20分)

(2)で書き出した気づきや感想をもとに、グループで自由に討論する。最初にグループ内で決めたトップバッターが自分の気づきを発表し、それについて皆が意見を述べてみよう。

(例)テーマ「待機児童問題」についての討論

(生徒A) 僕が気づいたのは

- ① 保育所に子どもを預けられず働けない人がいるということ
 - ② 保育士の給与が低く、保育士が不足しているということ
 - ③ 無認可保育所での事故が頻繁に起きていることです。
- みんなはどう思う？

(生徒B) 私も保育士の給与が低いのは知らなかった！

あんなに大変な仕事なのに、なんで給与が低いんだろう…？

(生徒C) でも給与を高くしたら、この問題が解決するとは思えないね。

～続く

授業時間の許す限り討論を続ける。特に「結論」に至る必要はないが、話し合ったテーマについて引き続き意識して新聞やインターネットで情報を得るようにしよう。

ワークシート

()年()組

氏名()

テーマ
気づき①
気づき②
気づき③
〈感想〉

1 政治的中立性確保のための法的規定と留意点

学校における主権者教育の実施にあたって、教員には政治的中立性を確保することが求められます。教育基本法と公職選挙法による規定を正しく把握し、これを遵守することによって、政治的中立性を確保するよう十分に留意しましょう。各法律上の留意点は副教材〔指導資料〕のP72～P84で詳しく解説されています。ここでは実際の選挙を題材とした模擬選挙など実践的な学習活動を行う際の、留意点を抜粋して紹介します。

1. 教育基本法関連の規定

○学校における政治的中立性の確保

教育基本法 第14条

1. 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
2. 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

教育基本法第14条は第1項において、政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育上尊重されるべきであると規定しています。その一方で第2項では学校においては、その政治的中立性を確保するため、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張が持ち込まれたり、学校が政治の舞台となるようなことは厳に避けなければならないことから、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定しています。なお第2項でいう「法律に定める学校」とは学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等

教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校) 及び「幼保連携型認定こども園」を指し、国立、公立、私立であるかを問いません。

POINT

教員が政治的教養に関する教育を行う場合、党派的な主張や政策に触れることはあり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに法に抵触するわけではありません。しかし、その場合には、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意しなくてはなりません。

2. 公職選挙法上の留意点

(1) 文書図画の頒布・掲示の制限

(公職選挙法第142条、142条の2、143条、146条関係)

文書図画の頒布・掲示をする際には、「選挙運動期間中であるか否か」を必ず確認する必要があります。

選挙運動期間中

選挙運動期間中にビラやパンフレット、ポスターなど選挙運動のために使用する文書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書図画しか頒布・掲示することはできず、その枚数や頒布・掲示できる場所等についても様々な制限や規定があります。授業での使用や配布について特に注意したい文書図画は次の通りです。

・各党の政策をまとめた冊子状の公約集

選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布できないので、高等